6 計画の推進・進行管理

(1) 計画の推進

本計画は、目指す地域の姿として「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、その実現に向けて2つの柱を設け、2つの柱に取り組むための方向性に沿って地域と市、関係機関が連携、協働して地域のまちづくりを推進します。

なお、市としては、長崎市地域コミュニティ推進本部(以下「推進本部」)において、全庁体制で推進していきます。

(2) 進行管理

計画の推進にあたって、目指す地域の姿を実現するための目標指標と、各方向性の進捗をはかる指標を次のとおり設定します。

本計画は地域主体の計画であるため、各地域団体の活動状況なども併せて、地域コミュニティ 推進本部及び地域コミュニティ推進審議会での十分な議論のもとに、総合的に進行管理していき ます。

また、社会情勢の変化などに応じて指標の見直しを図っていきます。

(3) 目標指標

	目標指標 (アンケート調査の結果による)	直近値 R 1年度	目標値 R 6年度	
1	ご近所に助け合える人がいる人の 割合	28.7%	33.7%	・直近値から毎年度1ポイント 増を目標とする。
2	地域活動等に参加したいと思う人 の割合	82.4%	87.4%	・直近値から毎年度1ポイント 増を目標とする。
3	地域活動等に参加している人の割 合	51.7%	56.7%	・直近値から毎年度1ポイント 増を目標とする。
4	自分が住んでいる地域に愛着を 持っている人の割合	70.5%	75.0%	・75.0%を目標とする。

(4)

方向性の進捗をはかる指標

総合計画や各個別計画において、各事業の進捗をはかるため設定している目標値を用いています。

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6年度
自治会加入率	68.7%	69.8%
井戸端パーティーの専用サイトの延べ閲覧者数及び企画掲載件数	[閲覧者数] 8,554人 [掲載件数] 146件 【R2.10.1 ~ R3.1.31】	[閲覧者数] 37,570人 [掲載件数] 639件

(2) 様々な人や団体が参画し連携する

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6年度
自治会加入率【再掲】	68.7%	69.8%
市民活動センター登録団体数	200 【R2.4.1】	255
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数 [累計]	17地区	61地区

(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6年度
地域の防火防災訓練実施率	10% 【R2年度見込】	81.3%
自主防災組織活動カバー率	61.4%	71.9%
青少年育成協議会による事業の実施総数	147事業	170事業
健康づくり推進員の登録人数	1,843人	2,097人
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数[累計]	92	117

(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6年度
移住者数	292 /年	200 /年
グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数	9,097人	10,600人

柱2 未来へつなげる体制づくり

(1) 地域の体制づくりを進める

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6年度
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数 [累計] 【再掲】	17地区	61地区
高齢者生活・介護支援サポーターの新規養成者数	73人	140人

(2) 地域への支援体制を強化する

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6年度
地域の会議及びイベント等への参加件数	_	4,000件
多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数	388世帯	450世帯
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談数及び終結率	[相談件数] 306件 [実人数] 226件 [終結率] 95.1%	[相談件数] 352件 [実人数] 260件 [終結率] 95%以上



7 参考資料

(1) 長嶋

長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体代表者、福祉・介護関係や医療・保健関係、教育関係、子ども・青少年育成関係、 防災関係、防犯関係、公益活動、産業関係、金融関係の団体代表者、学識経験者、公募委員など 20人の委員で構成されています。

◆長崎市地域コミュニティ推進審議会委員一覧(五十音順、敬称略)

エ ロカ		/++ /
委員名	出身団体名	備考
石橋 博道	長崎市小学校長会	
和泉 由理香	トムテのおもちゃ箱	
稲田・純子	子どもを守るネットワーク	
岩永大佑	公募委員	R2.2.13まで
犬塚 純一	公募委員	R2.6.2から
江頭 一	日本郵便(株)長崎県南部地区連絡会	
小笠原 貞信	認定NPO法人長崎在宅Dr.ネット	
小川 保徳	香焼まちづくり協議会	R2.10.14から
菊野 寛史	長崎市社会福祉協議会支部長会	
作本 博之	公募委員	
佐藤 順次郎	特定非営利活動法人たちばな	
谷 祐樹	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	
飛永 高秀	長崎純心大学人文学部	
西清	長崎市保健環境自治連合会	副会長
西村 宣彦	長崎大学経済学部	会長
早田 徹	野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会	R2.10.13まで
深堀 陽水	長崎市地区商工会連絡協議会	
堀田 敏郎	長崎市PTA連合会	R2.8.25から
松尾 栄子	長崎市民生委員児童委員協議会	
松尾 英昭	土井首地区コミュニティ協議会	
宮﨑 真奈美	長崎市PTA連合会	R2.8.24まで
山崎 咲美	長崎市青少年育成連絡協議会	
吉富 貴子	長崎市消防団	





♪ 長崎市地域コミュニティ推進本部

本計画を策定するにあたって、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例に基づき、 安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの総合的な推進及び調整を図るとともに、関係部 局が緊密な連携を図り、個々の施策を連動させることで相乗効果を高めていくために、地域コミュ ニティ推進本部を設置し検討しました。

長崎市地域コミュニティ推進本部(令和元年10月9日設置)

本部長:市長副本部長:副市長

町午の区・町川1

幹

員:危機管理監、秘書広報部長、企画財政部長、総務部長、理財部長、理財部政策監、 市民生活部長、原爆被爆対策部長、福祉部長、市民健康部長、こども部長、 環境部長、商工部長、文化観光部長、水産農林部長、土木部長、まちづく り部長、まちづくり部政策監、建築部長、中央総合事務所長、東総合事務 所長、南総合事務所長、北総合事務所長、消防局長、教育長、上下水道局長、 議会事務局長、農業委員会事務局長

長崎市地域コミュニティ推進本部幹事会

幹事 長:地域コミュニティ推進室長

事:防災危機管理室長、秘書広報部広報広聴課長、企画財政部都市経営室長、総務部 行政体制整備室長、理財部資産経営室長、理財部財産活用課長、市民生活部自治 振興課長、市民生活部市民協働推進室長、原爆被爆対策部被爆継承課長、福祉部 福祉総務課長、福祉部高齢者すこやか支援課長、福祉部障害福祉課長、福祉部地 域包括ケアシステム推進室長、市民健康部地域保健課長、市民健康部健康づくり 課長、こども部子育て支援課長、こども部こども健康課長、こども部こどもみら い課長、環境部廃棄物対策課長、商工部商工振興課長、文化観光部文化財課長、 水産農林部水産振興課長、水産農林部農林振興課長、土木部土木企画課長、まち づくり部都市計画課長、建築部住宅課長、建築部建築指導課長、中央総合事務所 総務課長、中央総合事務所地域福祉課長、中央総合事務所生活福祉2課長、中央 総合事務所地域整備 1 課長、東総合事務所地域福祉課長、東総合事務所地域整備 課長、南総合事務所地域福祉課長、南総合事務所地域整備課長、北総合事務所地 域福祉課長、北総合事務所地域整備課長、消防局予防課長、教育委員会教育総務 部施設課長、教育委員会教育総務部適正配置推進室長、教育委員会教育総務部生 涯学習課長、教育委員会教育総務部東公民館長、教育委員会学校教育部学校教育 課長、農業委員会事務局事務長



説明意見提案



議会

長崎市地域コミュニティ 推進審議会

市社協など関係機関

3 長崎市社会福祉協議会

社会福祉協議会(以下、「社協」という)は、社会福祉法に基づく社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。

市社協は、昭和39年9月15日に任意団体として設立し、昭和42年1月13日に社会福祉法人として認可を受けました。

社協は、地域福祉の推進において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、社会福祉を目的とする事業者だけでなく、社会福祉に関する活動を行う地域住民、民生委員・児童委員、保健、医療、教育など多くの関係者の参加・協力のもと、誰もがふだんのくらしの中でしあわせを感じられる笑顔あふれるまち"ながさき"をつくるため、様々な事業を行っています。(*次ページ参照)

社協の役割 【社会福祉法第109条】

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

*市社協では、年2回(5月、10月)広報誌 "社協だより"を発行している他、公式ホームページやフェイスブックで様々な情報を発信しています。



*令和2年度現在



長崎市社協の事業紹介(※-部抜粋)

市民―人ひとりの困り事への相談支援



- ・しゃきょう"なんでも"相談
- ・長崎市生活支援相談センター
- ・生活福祉資金の貸付
- ・ファミリー・サポート・センターながさき



地域活動の支援

- ・地域福祉活動の企画・実施のための支援
- ・社協支部活動への支援
- 各種研修会の実施





ボランティア活動の推進



- ・福祉体験学習の支援
- ・ボランティア活動に関する相談・調整
- ・災害ボランティアセンターの運営 (運営訓練の実施、災害ボランティア事 前登録の推進、被災地災害ボランティア センターへの職員派遣)





募金活動の推進

- ・赤い羽根共同募金運動の支援 (募金の募集・社会福祉事業への配分等)
- ・日本赤十字社の活動支援(活動資金の募集・赤十字活動の周知等)



4) 市民アンケート調査結果概要

本誌にはアンケート調査の一部を掲載しています。

※このアンケートの全設問及び全回答については、市ホームページをご参照ください。

ながさき虹色プロジェクト



◆調査の目的

この調査は、「長崎市地域まちづくり計画」策定の基礎資料とするため、複雑化・複合化している地域課題や地域のまちづくりに対する皆さんの考えなどを把握することを目的として実施しました。

◆調査設計及び回収結果

・調査対象者 18 歳以上の長崎市民 2,000 人 (無作為抽出)

・調査方法 郵送方式(配布、回収ともに郵送で実施)

・回収状況 回収数944人 回収率47.2%

20歳代以下 7.1%

・調査期間 令和元年12月1日~12月27日(27日間)

◆基本属性

①年齢

O 1 DF	73301 0 2 1	
	30歳代	8.7%
	40歳代	16.1%
	50歳代	17.5%
	60~64歳	8.1%
	65~74歳	22.6%
	75歳以上	19.4%
	無回答	0.6%
②世帯構成	一人暮らし	14.2%
	夫婦のみ	29.4%
	二世代世帯	46.6%
	三世代世帯	5.9%
	その他	3.4%

無回答

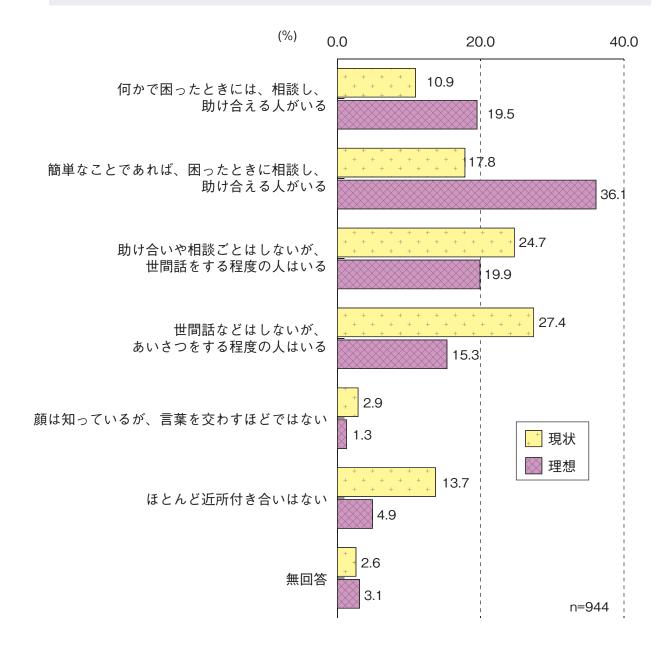
0.4%

ア あなたは、現在、どの程度「ご近所づきあい」をしていますか。【○は1つだけ】

現状としては、全体で「世間話などはしないが、あいさつをする程度の人はいる」が27.4% で最も多く、次いで「助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はいる」が24.7%、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」が17.8%で続いており、「近所づき合いがある(「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」+「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」)」は28.7%であった。

イ あなたは、どの程度の「ご近所づきあい」を理想としますか。【○は1つだけ】

理想としては、全体で「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」が36.1%で最も多く、次いで「助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はいる」が19.9%、「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」が19.5%で続いており、「近所づき合いがある(「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」+「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」)」は55.6%であった。



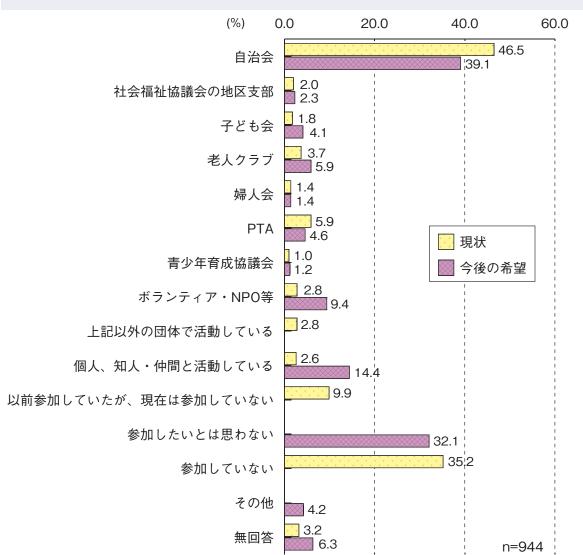
ウ 長崎市では、現在、次のような団体が各地域で活動しています。あなたは、これらの活動に 参加していますか。【○はあてはまるものすべて】

参加している活動は「自治会」が46.5%で最も多く、次いで「PTA」が5.9%、「老人クラブ」が3.7%と続いており、「参加していない」の35.2%と「以前参加していたが、現在は参加していない」の9.9%と無回答の3.2%をあわせた48.3%が現在活動に参加していないということになり、これを差し引くと、何らかの活動に参加している人は51.7%となる。

エ あなたは、今後、次のような地域での活動に参加したいと思いますか。(現在、活動に参加している方は、今後も続けていきたいと考える項目にも○を付けてください。)【○はあてはまるものすべて】

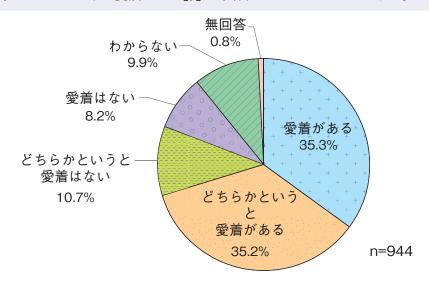
今後参加したい活動は「自治会」が39.1%で最も多く、次いで「個人、知人・仲間と活動したい」が14.4%、「ボランティア・NPO 等」が9.4%と続いている。

一方、「参加したいとは思わない」は32.1%となっており、無回答の6.3%をあわせた38.4%を差し引くと、今後何らかの活動に参加したい(続けていきたい)人は61.6%となる。



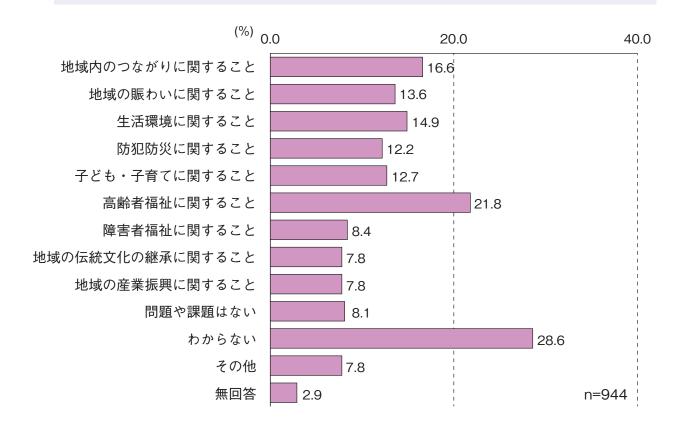
オ あなたは、お住まいの地域に愛着がありますか。【○は1つまで】

全体では「愛着がある」が35.3%で最も多く、次いで「どちらかというと愛着がある」が35.2%、「どちらかというと愛着はない」10.7%と続いており、「愛着を持っている(「愛着がある」 +「どちらかというと愛着がある」)」と回答したのは70.5%であった。



カ あなたが住んでいる地域には、どのような問題や課題がありますか。【○はあてはまるものすべて】

住んでいる地域の問題や課題は「高齢者福祉に関すること」が21.8%で最も多く、次いで「地域内のつながりに関すること」が16.6%、「生活環境に関すること」が14.9%で続いている。 一方、「わからない」が28.6%、「課題や問題はない」が8.1%となっている。



キ カのような問題や課題の中で、優先して解決に力を入れていくべきことはどれだと思いますか。①地域として、②行政として、優先すべきだと思うことについて、それぞれお答えください。【○はそれぞれ3つまで】

【①地域として】

住んでいる地域の問題や課題で地域として優先して解決に力を入れていくことは「高齢者福祉に関すること」が27.0%で最も多く、次いで「地域内のつながりに関すること」が21.3%、「防犯防災に関すること」が19.5%で続いている。

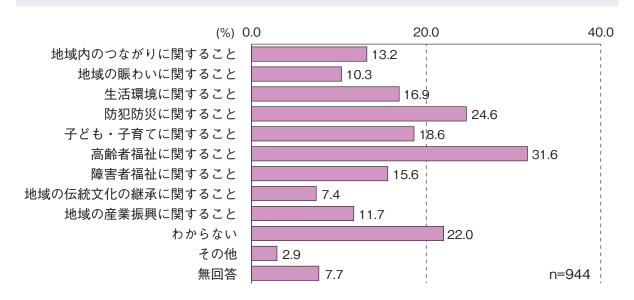
一方、「わからない」が24.4%となっている。



【②行政として】

住んでいる地域の問題や課題で行政として優先して解決に力を入れていくことは「高齢者福祉に関すること」が31.6%で最も多く、次いで「防犯防災に関すること」が24.6%、「子ども・子育てに関すること」が18.6%で続いている。

一方、「わからない」が22.0%となっている。



(5) 長崎市よかまちづくり基本条例

長崎市条例第39号

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。 それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持つた若者たちを育み、 時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持つています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によつて復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残つており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し」に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となつています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まつて、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたくなるおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

(まちづくりの宣言)

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます。

(用語の意味)

- 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。
 - (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
 - イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
 - ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。
 - エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動して いる個人及び法人その他の団体をいいます。
 - オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
 - カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。
 - (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
 - (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
 - (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
 - (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
 - (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力 してまちづくりに取り組むことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

- 第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。
 - (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたくなる魅力あるまちづくり
 - (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
 - (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。
 - (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有する こと
 - (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
 - (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

(市民の役割)

- 第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。
- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
- 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもいやりをもつて、様々 な担い手とつながり、積極的に協働します。
- 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでま ちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

(議会の責務)

- 第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、 その権能を発揮します。
- 2 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例(平成22年長崎市条例第37号) によります。

(市長等の責務)

- 第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、 まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。
- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
- 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
- 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
- 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市 等と積極的に連携します。
- 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
- 7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

(職員の責務)

- 第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を 出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 2 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
- 3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(6)

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

長崎市条例第46号

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例(平成27年長崎市条例第39号。以下「基本条例」という。)の趣旨にのっとり、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにするとともに、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 住民等 基本条例第2条第1号に規定する住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等及び事業者をいう。
 - (2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて顔の見える関係を構築することができる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体であって、第7条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
 - (3) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。
 - (4) 地区 第7条第1項第1号アからウまでのいずれかの区域をいう。
 - (5) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組みについて、住民等の 多様な主体が参加する話合いの過程を経て、住民等が策定した地区独自の長期的な計画 をいう。

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加及び協力に努めるものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

- 第4条 地域コミュニティ連絡協議会は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。
 - (1) まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施
 - (2) 地域コミュニティ連絡協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
 - (3) 地区内の住民等に対する情報発信並びに地域コミュニティ連絡協議会への参加促進及び 自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

(市の役割)

第5条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重し、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市の支援)

第6条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、必要があると認めるときは、地域コミュニティ連絡協議会に対し、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を行うものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

- 第7条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす団体について、地域コミュニティ連絡協議会に 認定するものとする。
 - (1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域
 - イ 連合自治会 (統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。) の区域を基礎とする区域
 - ウ その他市長が適当と認める区域
 - (2) 地区を代表する団体(市長が別に定める要件を満たす団体に限る。)であって、地区の様々な課題に対応できること。
 - (3) 市長が別に定める事項を記載した規約又は会則を有していること。
 - (4) まちづくり計画を策定していること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、市長が別に定めるところにより、 市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、その認定の可否を決定するとともに、同項の団体の代表者にその旨を書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 5 前項の団体の代表者は、第1項の要件を満たさなくなった場合又は地域コミュニティ連絡協議会を解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、地域コミュニティ連絡協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規 定による認定を取り消すことができる。
 - (1) 前項の規定による届出をしたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による認定を受けたとき。
 - (3) 第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(条例施行後の検討の義務)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

地域におけるまちづくりに取り組んでいきます

SUSTAINABLE GOALS



SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

みんなで、す~で! ながさき虹色プロジェクト

【長崎市地域まちづくり計画】

策定 令和3年3月

長崎市企画財政部地域コミュニティ推進室

〒850-8685 長崎市桜町2番22号 ☎095-822-8888 (代表・あじさいコール)

